

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 3 月 29 日（金） 第2893号の18



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

訓

令

○地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令 (※)

(人事課取扱い) 1

訓 令

鹿 児 島 県 訓 令 第 5 号

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令

地域振興局及び支庁事務処理規程（平成19年鹿児島県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の13の項第1号エ中「1件2億円以上の」を削り、「

			○
--	--	--	---

」を

「

振興局			○
-----	--	--	---

」に改め、同項第2号カを次のように改める。

カ 起工の承認を受けた事業に係る工事の入札、契約締結及び執行	振興局			○		○	事務所長
--------------------------------	-----	--	--	---	--	---	------

別表第1の13の項第3号ア中「解除（」の次に「設備工事を除き，」を加え，「2億円」を「5,000万円」に改め，同号クを次のように改める。

ク 起工の承認を受けた事業に係る工事の入札、契約締結及び執行							
(㍽) 建築工事に係るもの	振興局			○		○	屋久島事務所長 徳之島事務所長
(イ) 建築工事に係るもの以外のもの	振興局			○		○	事務所長

別表第1の14の項事務の種類欄中「第30号」の次に「。以下この項中「規則」という。」を加え，同項中第37号を第38号とし，第29号から第36号までを1号ずつ繰り下げ，第28号の次に次の1号を加える。

(29) 歳入歳出外現金 の出納命令(規則 104)	振興局		○	○	所長	
----------------------------------	-----	--	---	---	----	--

別表第2の5の項を次のように改める。

5	工事執行に係るもの〔委託料, 使用料及び賃借料, 工事請負費, 原材料費, 公有財産購入費, 負担金, 補助及び交付金, 補償, 補てん及び賠償金等の支出に係るものを含むものとし, それぞれを1件とする。〕	起工の決定	1億円以上 2億円未満	4,000万円 以上1億円 未満	4,000万円 未満	8,000万円 (事務所 (喜界事務 所を除く。) の課長及び 喜界事務所 長(以下こ の項中「課 長等」と いう。)に あつては 4,000万円, 北薩地域振 興局建設部 甌島支所長 (以下この 項中「甌島 支所長」と いう。)に あつては 6,000万円) 未満[事務 所長及び甌 島支所長]
		予定価格 及び最低 制限価格 の決定	1億円以上 2億円未満	4,000万円 以上1億円 未満	4,000万円 未満	8,000万円 (課長等に あつては 4,000万円, 甌島支所長 にあつては 6,000万円) 未満[事務 所長及び甌 島支所長]
		設計変更 (変更後 の設計額 が3億円 未満のも のに限 る。)	1 当初設 計額が 4,000万 円以上1 億円未満 のもので, 変更後の 設計額が 1億円以 上で変更 額が当初	1 当初設 計額が 4,000万 円未満の もので, 変更後の 設計額が 4,000万 円以上で 変更額が 当初設計	1 当初設 計額が 4,000万 円未満の もので次 に掲げる もの (1) 変更 後の設 計額が 4,000	1 当初設 計額が 8,000万 円(課長 等に あつては 4,000万 円, 甌島 支所長に あつては 6,000万

	設計額に 対し 3 割 以上又は 2,000万 円以上の もの	額に対し 3 割 以 上 又 は 2,000万 円以上の もの	万円未 満のも の (2) 変更 後の設 計額が 4,000 万円以 上で変 更額が 当初設 計額に 対し 3 割未満 か っ 2,000 万円未 満のも の	円) 未満 のもので 次に掲げ るもの [事務所 長及び甑 島支所長] (1) 変更 後の設 計額が 8,000 万 円 (課長 等にあ っては 4,000 万円, 甑島支 所長に あ っ て は 6,000 万円) 未満の もの (2) 変更 後の設 計額が 8,000 万 円 (課長 等にあ っては 4,000 万円, 甑島支 所長に あ っ て は 6,000 万円) 以上で, 変更額 が当初 設計額 に対し 3割未 満かつ 2,000 万円未 満のも の
2	当初設 計額が 1 億円以上 2 億円未 満のもの で、次に 掲げるも の (1) 変更 後の設 計額が 2 億円 未満の もので、 変更額 が当初 設計額 に対し 3割以 上又は 2,000 万円以 上のも の (2) 変更 後の設 計額が 2 億円 以上の もので、 変更額 が当初 設計額 に対し 3割未 満かつ 2,000 万円未 満のも の	2 当初設 計 額 が 4,000万 円以上1 億円未満 のもので、 次に掲げ るもの (1) 変更 後の設 計額が 1 億円 未満の もので、 変更額 が当初 設計額 に対し 3割以 上又は 2,000 万円以 上のも の (2) 変更 後の設 計額が 1 億円 以上の もので、 変更額 が当初 設計額 に対し 3割未 満かつ 2,000 万円未 満のも の	2 当初設 計 額 が 4,000万 円以上1 億円未満 のもので、 変更後の 設計額が 1 億円未 満で変更 額が当初 設計額に 対し 3割 未満かつ 2,000万 円未満の もの	
3	当初設 計額が 2 億円以上 3 億円未	3 当初設 計額が 1 億円以上 2 億円未		

			満の もので、 変更 後の設計 額が3億 円未満で 変更額が 当初設計 額に対し 3割未 満かつ 2,000万 円未満の もの	満の もので、 変更 後の設計 額が2億 円未満で 変更額が 当初設計 額に対し 3割未 満かつ 2,000万 円未満の もの		満の もの 2 当初設 計額が 8,000万 円（課長 等に あ つては 4,000万 円、甕島 支所長に あ つては 6,000万 円）以上 3億円未 満の もので、 変更 額が当初 設計額に 対し3割 未満かつ 2,000万 円未 満の もの〔事 務所長及 び甕島支 所長〕
--	--	--	--	--	--	---

別表第4 総務企画部の表4の項事務の種類欄中「第109号」の次に「。以下この項中「法」という。」を加え、同項第1号中「又は許可等（地方財政法5の3①，5の4①，地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）2③，7③）」を「，届出又は許可（法5の3①⑥，5の4①）」に改め、同表中30の項を31の項とし、11の項から29の項までを1項ずつ繰り下げ、10の項の次に次の1項を加える。

11 鹿児島 県青少年 保護育成 条例（昭 和36年鹿 児 島 県 条例第65 号。以下 この項中 「条例」 という。） の施行に 関する事 務	興行，営業等の場 所への立入調査並び に 関係人への資料の 提出要求及び質問 （条例26①）	振興局			○				
---	---	-----	--	--	---	--	--	--	--

別表第4 保健福祉環境部の表中14の項を削り、13の項を14の項とし、1の項から12の項までを1項ずつ繰り下げ、同表に1の項として次の1項を加える。

1 配偶者 からの暴	配偶者暴力相談支 援センターの業務の	振興局			○				
---------------	-----------------------	-----	--	--	---	--	--	--	--

力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	実施（法3③⑤）						
--	----------	--	--	--	--	--	--

別表第4保健福祉環境部の表中30の項を31の項とし、27の項から29の項までを1項ずつ繰り下げ、同表26の項事務の種類欄中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第11号中「指定一般相談支援事業者」を「指定相談支援事業者」に改め、同項第15号中「一般相談支援事業」の次に「特定相談支援事業」を加え、同項を同表27の項とし、同表中25の項を26の項とし、同表24の項事務の種類欄中「を「政令」」の次に「鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第23号）を「条例」」を加え、同項第32号中「要求、」を「要求及び」に改め、同項第33号中「最低基準」を「条例で定める基準」に、「勧告」を「勧告等」に、「46③」を「46③、条例4」に改め、同項を同表25の項とし、同表中23の項を24の項とし、15の項から22の項までを1項ずつ繰り下げ、14の項の次に次の1項を加える。

15 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 社会福祉法人からの報告の徴収及び検査の実施（法56①）	振興局		○			
	(2) 社会福祉事業を経営する者からの報告の徴収並びに検査及び調査の実施（法70）	振興局		○			
	(3) 社会福祉事業を経営する者に対する施設の改善命令（法71）	振興局	○				

別表第4農林水産部の表10の項第1号中「当該変更に係る届出」を「軽微な変更等に係る届出の処理」に改め、同表25の項を次のように改める。

25 養蜂振興法（昭和30年法律第180号）の施行に関する事務 この項中養蜂振興法を	養蜂業者からの報告の徴収及び立入検査等の実施（法9①、条例6①）	振興局		○	○	支所長	
---	----------------------------------	-----	--	---	---	-----	--

「法」， 鹿児島 県蜜蜂 転飼条 例（昭 和31年 鹿児島 県条例 第8号） を「条 例」と いう。									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 4 農林水産部の表39の項第 1 号中「捕獲」を「捕獲等」に，「，農林水産業に係る被害の防止並びに」を「又は農林水産業に係る被害の防止（知事が別に定める鳥獣に係るものに限る。）」に，「9」を「9①②③④⑤⑥⑦⑧⑨」に改め，同項第 2 号中「捕獲許可」を「捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可」に，「，農林水産業に係る被害の防止並びに」を「又は農林水産業に係る被害の防止（知事が別に定める鳥獣に係るものに限る。）」に，「に限る」を「に係るものに限る」に改め，同表48の項を次のように改める。

48 沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年鹿児島県規則第88号。以下この項中「規則」という。）の施行に関する事務	(1) 資金の貸付申請書等の進達（規則5①）	振興局			○				
	(2) 事業実施報告書等の進達（規則10③④）	振興局			○				
	(3) 申請に関する現地調査の実施及び指導	振興局			○				
	(4) 貸付申請に係る知事への意見の具申	振興局		○					
	(5) 前年度の貸付決定に係る事業確認調査の実施	振興局			○				
	(6) 借入希望者に対する事前調査の実施	振興局			○				
	(7) 借受者に関する調査書の作成	振興局			○				
	(8) 沿岸漁業改善資金運営協議会の委員の委嘱	振興局		○					
	(9) 沿岸漁業改善資金運営協議会の開催	振興局			○				
	(10) 沿岸漁業改善資金運営協議会の意見の取りまとめ及び送付	振興局		○					

別表第 4 建設部の表中35の項を36の項とし，31の項から34の項までを 1 項ずつ繰り下げ，同表30の項の次に次の 1 項を加える。

31 都市の 低炭素化 の促進に 関する法 律（平成 24年法律 第84号。 以下この 項中「法」 という。） の施行に 関する事 務	(1) 低炭素建築物新 築等計画の認定 （変更の認定を含 む。）（法54①, 55)	振興局			○		○	屋久島 事務所 長 徳 之島事 務所長	
	(2) 低炭素建築物新 築等計画の建築主 事への通知（法54 ③）	振興局			○		○	屋久島 事務所 長 徳 之島事 務所長	
	(3) 低炭素建築物の 新築等の状況につ いての報告の徴収 （法56）	振興局			○		○	屋久島 事務所 長 徳 之島事 務所長	
	(4) 認定建築主に対 する改善命令（法 57）	振興局			○		○	屋久島 事務所 長 徳 之島事 務所長	
	(5) 低炭素建築物新 築等計画の認定の 取消し（法58）	振興局			○		○	屋久島 事務所 長 徳 之島事 務所長	

附 則

- 1 この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 農林水産部の表25の項の改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の地域振興局及び支庁事務処理規程別表第 1 の13の項及び別表第 2 の 5 の項の規定は、この訓令の施行の日以後に起工の決定を行う工事について適用し、同日前に起工の決定を行った工事については、なお従前の例による。